

中国における『個人所得税総合所得確定申告 の管理方法』要点および実務対応

(2025 年 9 月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

大連事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地会計事務所である上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所に作成を委託し、2025 年 9 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、或いは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、或いはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海徳勤税務師事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課
E-mail : SCB@jetro.go.jp

ジェトロ・大連事務所
E-mail : PCD@jetro.go.jp

JETRO

目次

一、	「個人所得税総合所得確定申告管理弁法」政策の背景および特徴.....	1
1.	政策の背景	1
2.	政策の特徴および意義	1
二、	「個人所得税総合所得確定申告管理弁法」の要点.....	2
1.	各章の概要	2
2.	要点の分類およびまとめ	3
三、	個人所得税総合所得確定申告の実務事例に関する分析とアドバイス.....	5
四、	個人所得税総合所得確定申告に関するアドバイスのまとめ.....	8

中国における『個人所得税総合所得確定申告の管理方法』要点および実務対応

一、 「個人所得税総合所得確定申告管理弁法」政策の背景および特徴

1. 政策の背景

2019 年に、総合課税と分離課税を組み合わせた個人所得税制度が実施されて以来、納税者は各年度の終了後、前年度に取得した賃金・給与、労務報酬、原稿料および特許権使用料の 4 項目が含まれる総合所得に基づき、税金を計算し、翌年の 3～6 月に税務機関に確定申告を行い、過不足税額の精算を行わなければならない。2019～2023 年において、税務機関は 5 年連続で確定申告に関する公告を公布し、確定申告の内容、適用状況、申告期間、申告方法、申告ルート、申告情報などの事項を明確にした。

国家税務総局は、これまでの 5 回の確定申告に関する公告の内容を主体として、過去年度の確定申告状況を全面的に振り返り、取りまとめたうえで、納税者および国民各層から寄せられた意見やアドバイスを十分に聴取しながら、2025 年 2 月 26 日に「個人所得税総合所得確定申告管理弁法」（以下、「57 号令」）を公布した。これにより、個人所得税総合所得の確定申告に関する管理・サービス内容をさらに体系化・規範化させ、確定申告手続きの常態化展開を後押ししている。

2. 政策の特徴および意義

- (1) 社会期待の安定化がさらに重要視され、納税者向けの各種利便化措置が制度として定着し、確定申告サービス管理体制がさらに整備された。

例えば、近年実施されている「申告書事前入力サービス」、「初期確定申告の予約」、「優先還付サービス」などの利便的措置を制度化させ、納税者に異議申し立てのルートを提供している。

- (2) 納税者の合法的権益の保護がさらに重要視され、確定申告手続きにおける各当事者の権利・義務がより明確化され、確定申告サービス管理のためにより良い法的保障が提供された。

例えば、納税者個人の税務関連情報について、法に従って機密保護することを要求していると同時に、納税者の合法的権益が侵害された場合の法的救済手段を開示したことなどである。

- (3) 納税者が確定申告の各種事項を詳しく把握しやすくなることがより重要視され、納税者の各種確定申告の準備を整えるようにガイダンスされた。

例えば、確定申告の前、納税者は個人所得税アプリで基礎情報の有効性をタイムリーに確認することや、個人所得税アプリまたは源泉徴収義務者を通じて関連情報を照合して正確性を確認すること、確定申告時に提出すべき証拠資料を整理しておくことができる。また、システムでは早期予約機能が組み込まれた。

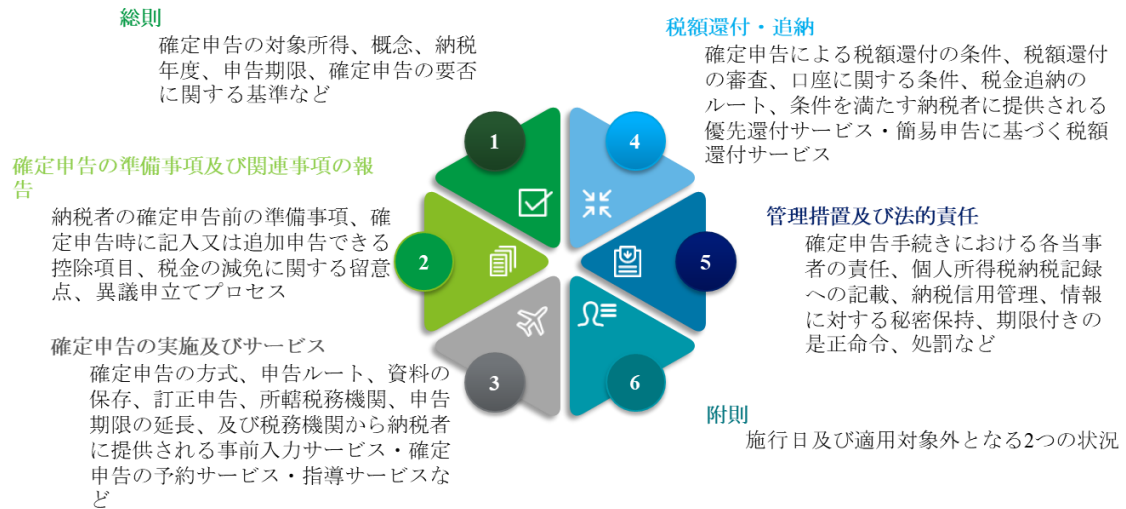
本報告書では、「57 号令」に新規追加または調整・最適化された政策の要点を簡潔に整理し、実務事例やよくある問題などを踏まえて説明するとともに、関連についてアドバイスする。

二、「個人所得税総合所得確定申告管理弁法」の要点

1. 各章の概要

全 6 章 37 条で構成される「57 号令」は、全体的に過去年度に公布された個人所得税総合所得の確定申告事項に関する公告の主な内容を踏襲したものである。各章の要点は以下のとおりである。

図表 1：各章の概要



出所：「57 号令」に基づき、上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所整理

2. 要点の分類およびまとめ

(1) 新規追加された内容

「57 号令」は、過去年度に公布された個人所得税総合所得の確定申告に関する公告の枠組みと内容を踏襲したうえで、主に以下の要点を新規追加したものである。

図表 2：新規追加された要点

国外源泉所得の納税申告	確定申告の所轄税務機関が変更不可	納税者の税務関連情報の秘密保持
2020年に国家税務総局が「国外源泉所得に係る個人所得税政策に関する公告」を公布した後、今回では国外源泉所得に関する規定を再び明確化することは、総合所得の年度確定申告、特に国外源泉所得の納税申告に対する管理が強化されていることをある程度示した。	税務管轄及び管理上の需要に鑑みて、納税者の1つの納税年度における確定申告の所轄税務機関が確定された後は、特別な規定がない限り、変更してはならない。	税務機関、代行申告機構、受託者は法に従って納税者の税務関連情報について秘密を保持すべき旨の規定が追加された。情報化時代の中で、情報セキュリティの重要性はますます高まっているため、関係者はこの規定に特に注目すべきである。

出所：「57 号令」に基づき、上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所整理

(2) さらに明確化された内容

「57 号令」において、納税者の合法的権益の保護および救済手段、納税信用管理、初回違反不罰（一回目の違反は罰せられない）などがさらに明確化された。具体的な内容は以下のとおりである。

図表 3：さらに明確化された要点

□ 納税者の合法的権益の保護及び救済手段

- ・ 納税者は所得の納税状況に関する疑問や身分盗用などの問題について、個人所得税アプリやウェブサイトなどのルートを通じて税務機関に申立てを行うことができると明確に規定された。
- ・ 納税者の合法的権益が侵害された場合の法的救済手段が明確にされた。税務機関及びその職員が法律法規などに違反し、納税者の合法的権益を侵害した場合、納税者は法に従って苦情申し立てや通報、または行政再審査の請求、行政訴訟の提起を行うことができる。

□ 「初回違反不罰」

- ・ 申告情報の記入誤りにより確定申告の時に税金の過大還付または過少納付が発生した場合、納税者が自主的に訂正するか、指摘を受けた後に速やかに訂正すれば、「初回違反不罰」原則に基づき処罰を免除するという規定を定着させることは、政策における厳格さと寛容さの両立を示し、法規が力強さだけでなく、やさしさも持つものとなった。

□ 納税信用管理

- ・ 納税者が規定に従って納税申告を行わなかったり、税金を納付しなかったりまたは過少納付したり、虚偽の納税申告を行ったり、税務調査に協力しなかったり、虚偽の誓約を行ったりするなどの行為は、信用情報システムに記録され、重大な信用失墜行為を構成する場合は、関連規定に基づき信用失墜制約が実施される。
- ・ 納税者に代わって企業が行った確定申告が規定に従わなかったり、または納税者の身分を盗用して源泉徴収申告・確定申告を行ったりする行為は、当該企業の納税信用評価に反映される。また、企業の法定代表者、パートナーシップ企業の個人出資者、個人独資企業の投資者などが法に従って確定申告を行わなかった行為は、関連企業の納税信用評価に反映される。
- ・ 受託者が納税者の虚偽申告、還付金の詐欺、またはその他の確定申告に関する不正行為に協力した行為は、租税徴収管理法及び税務関連専門サービス管理弁法などの規定に基づき処理され、かつ税務関連専門サービス信用評価に反映される。

出所：「57 号令」に基づき、上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所整理

(3) 利便化措置の制度化

- 税務機関より提供される「申告書事前入力サービス」、「初期確定申告の予約サービス」、「確定申告による税額還付の条件を満たし、かつ生活費負担の重い納税者向けの優先還付サービス」などの措置が明確化され、納税者が個性化・利便化された納税サービスを利用できるようになった。

延期に関する規定が追加された。納税者は特別な理由により確定申告期限を延長する必要がある場合、確定申告期間の終了前に、税務機関に延期を申請することができる。ただし、延期を申請する納税者は、確定申告期間内に前年分の実際の確定申告納税額または税務機関が査定した税額に基づき、税金を予納しなければ

ばならない。また、申告期限の延長が承認された後、納税者は承認された延長期間内に確定申告を完了しなければならない。

三、 個人所得税総合所得確定申告の実務事例に関する分析とアドバイス

事例 1：外国籍個人免税手当政策の適用

ある税務局は、個人所得税年度確定申告の審査において、ある外国籍個人が月次源泉徴収申告に免税手当の関連情報を記載したことを発見した後、当該外国籍個人に対して免税手当の関連証憑の追加提出を要求し、後続の審査を行った。また、その源泉徴収義務者に対して、免税所得に関する届出手続きの実施を要求した。

さらに、ある税務局は、個人所得税年度確定申告の審査において、ある会社は海外の親会社から派遣されてきた従業員が中国籍の居住納税者であるにもかかわらず、外国籍個人にのみ適用すべき 8 種類免税手当政策を享受することを理由に税額還付を申請したことを発見し、その税額還付の申請を拒否し、かつ過去月次の過少納付税額の追納を要求した。

➤ 分析およびアドバイス

近年、個人所得税確定申告に対する税務機関の審査はますます厳格化している。個人所得税申告書に多額の控除項目などの特殊な内容が記載される場合、所轄税務機関の注目を引きやすく、それに係る有効な証明書類の追加提出が要求される可能性がある。資料を提出しなかった場合、または提出した資料が規定に合致しなかった場合、税額還付申請の拒否や、さらなる税務調査を引き起こす恐れがある。また、海外から派遣された中国籍の従業員は、外国籍個人免税手当政策の適用対象とはならない。企業は、関連手当の適用要件、税務法規コンプライアンスに留意し、税務機関の調査に備えるために、関連証憑を随時かつ適切に保存することが推奨される。

事例 2：異名義口座への税額還付

ある企業の外国籍従業員が個人所得税確定申告の税額還付を申請する際に、システム上で、「氏名と銀行で登録した氏名が一致しないため認証エラー」と表示され、個人所得税確認申告の税額還付が失敗した。調査した結果、当該外国籍従業員の銀行口座

名義と税務局での登録氏名は苗字と名前が逆順番になってしまい、一致していないため、認証が通らなかったことがその原因であると判明した。最終的には、所轄税務局の窓口まで税額還付の申請を行い、異名義口座への税額還付を選択し、関連手続きを完了させた後、税額還付を無事に実現することができた。

➤ 分析およびアドバイス

個人所得税確定申告の税額還付を申請する際に、外国籍個人の提出した銀行口座情報が税務機関での登録情報と一致しないこと、または無効であることは、税額還付の失敗につながる重要な原因の一つである。外国籍個人の銀行口座名義と税務局で登録した氏名との一致性および全角半角、スペース、大文字小文字、順序などの情報の一致性に留意すべきである。また、税額還付用の銀行口座は、中国国内で開設した本人名義のものでなければならない。納税者はⅠ類口座^(注1)を記入し、かつ銀行口座の正常状態を確保することが推奨される。

事例3：企業集中申告方式による確定申告

ある企業は、外国籍従業員Aを居住者として2024年1～9月までの個人所得税を源泉徴収した。当該外国籍従業員は2024年10月に離任した。外国籍従業員Aは既に累計で4万5,000元（5,000元×9カ月）を控除した一方、年度確定申告時に総合所得から6万円の控除額を差し引くことができるため、税額の還付が発生した。しかし、外国籍従業員Aが個人所得税アプリの確定申告システムに不慣れで、既に離任して帰国したため、個人所得税の確定申告を自ら行うことができなくなった。当該企業は企業集中申告により、当該従業員の個人所得税確定申告の税額還付手続きを成功裏に完了させた。

➤ 分析およびアドバイス

一部の従業員、特に外国籍従業員は個人所得税確定申告の手続きに不慣れだったり、離任帰国により手続きができなくなったりする場合、雇用先企業による「集中申告」を通して、個人所得税確定申告を代行してもらう方式は考えられる。企業集中申告には多くの利点がある。例えば、企業が資料を統括的に収集して集中申告することにより、申告効率を向上させること、専門の人事部門または税務チームに手続きを行って

注1：Ⅰ類口座とは、全機能を持つ銀行決済口座、および預け入れ・払い戻し、振り込み、消費と料金支払い、現金引き出しなどの機能を使用できる銀行カードを指す。Ⅱ類口座その他の口座を記入した場合、税額還付の金額が大きく、口座の日次取引限度額を超えた場合、税額還付の完成ができなくなるリスクが存在する。

もらうことを通じ申告ミス率を低減させること、企業が申告進捗を統括的に調整し、コンプライアンスとタイムリーさを確保させること、企業と税額還付口座のタイアップ、追納税額の源泉徴収などをサポートできること、税額の還付または追納は調整しやすくなること、などである。

企業集中申告を選定する企業は、個人所得税確定申告を代行する場合、税法規定に基づき納税者から委託書を取得する必要がある。また、税務機関の調査に備えるために、従業員の授權書、収入証明書、特別付加控除の書類、租税条約適用の申請資料などを少なくとも5年間保存することが推奨される。

事例4：中国籍従業員の海外派遣に係る個人所得税確定申告

ある日系企業の中国子会社は、海外の親会社に中国籍従業員10名を2年間派遣した。派遣期間中に、海外親会社は派遣従業員の給与、宿泊費、交通費などを支払う。一方、中国子会社は引き続き中国国内で派遣従業員の社会保険料の納付と個人所得税の源泉徴収を行った。中国子会社の所轄税務局は、翌年2月までに税務情報届出を完成し、翌年6月までに年度確定申告を行うことを要求した。

税務情報届出について、中国子会社は当時把握していた派遣従業員の外国所得および外国での納税情報などを税務局に提出した。確定申告については、一部の派遣従業員のみが外国所得と外国税額控除の情報を提出し、外国所得の申告を行ったが、ほかの派遣従業員は外国所得について申告しないことを決定し、中国子会社はそれを黙認した。その結果、税務機関に外国所得の申告漏れ、および本人の申告情報と税務局での届出情報との不一致が存在すると指摘された。さらに、外国の納税証明書と関連中国語翻訳の不備により、証明資料が不足であると所轄税務局に認定され、外国税額控除の申請が拒否され、所定期間内に外国所得の確定申告手続きを行うように命じられた。

➤ 分析およびアドバイス

国内企業は派遣従業員の税務処理を重視し、健全な税務管理体制を構築し、必要に応じて社会保険料と個人所得税の納付・源泉徴収を行い、提出情報の完全性と正確性を確保することが推奨される。税法の規定によると、国外エンティティの中国側機構

(注2) が税金を源泉徴収していない場合、または国外エンティティが中国側機構ではない場合、派遣側である国内企業は翌年 2 月 28 日までに、所轄税務局に派遣従業員の関連情報を報告しなければならない。関連情報は、派遣従業員の氏名、身分証明書の種類および身分証明書の番号、職務、派遣先の国・地域、国外勤務先の名称と住所、派遣期間、国内外の収入および税金の納付状況などが含まれている。

また、国内企業は派遣従業員の納税意識向上および中国・外国の租税政策、外国税額控除の関連内容に対する把握をサポートすることが推奨される。派遣従業員に納税義務事項を伝え、外国所得に係る証明資料を適切に保管し、税務コンプライアンスを遵守し、外国所得を期限どおりに申告することを促すこと、必要に応じて外国納税の証明資料を取得し、関連の翻訳文書を準備することが推奨される。

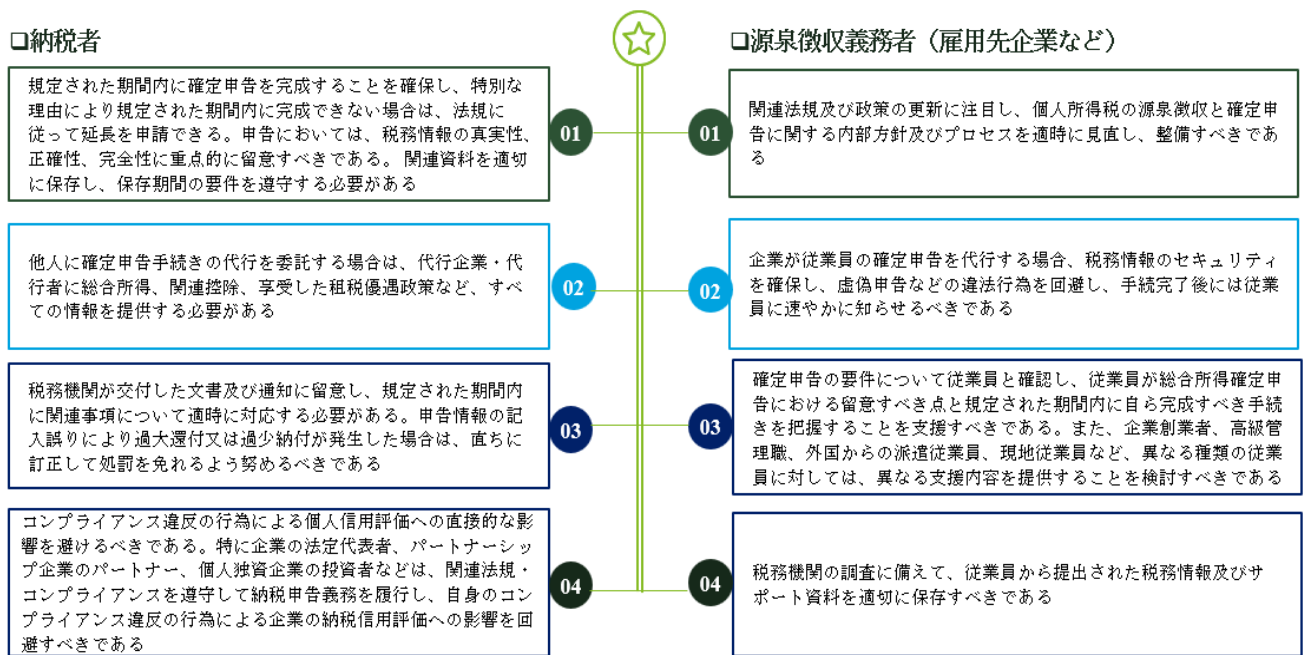
四、 個人所得税総合所得確定申告に関するアドバイスのまとめ

上述をまとめると、本報告書は「57 号令」の背景およびその特徴、要点について、実務事例およびよくある問題について合わせて説明した。「57 号令」は総則、確定申告の準備、手続きの実施および関連サービス、税額還付・追納、関連の管理措置および法的責任などの内容について説明しており、納税者が確定申告に関する各種事項を確実に理解し、コンプライアンスを遵守した上で確定申告を適切に行うことを図ることが目的である。また、「57 号令」は納税者の合法的権益の保護をより重視し、確定申告手続きにおける各当事者の権利・義務をより明確に規定し、確定申告サービス管理により良い法的保障を提供している。

個人所得税確定申告に係るコンプライアンス管理に効果的に対応するために、納税者と企業が確定申告を行う際の参考として、納税者と源泉徴収義務者の視点から関連のアドバイスを下図のとおり整理した。

注2：中国側機構は、中国国内の企業、事業単位、その他の経済組織及び国家機関が所属する海外支店、子会社、大使（領事）館、代表処などが含まれる。

図表 4：アドバイスのまとめ



出所：「57 号令」に基づき、上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所整理